

特別勘定の議決権行使への取組みについて

1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

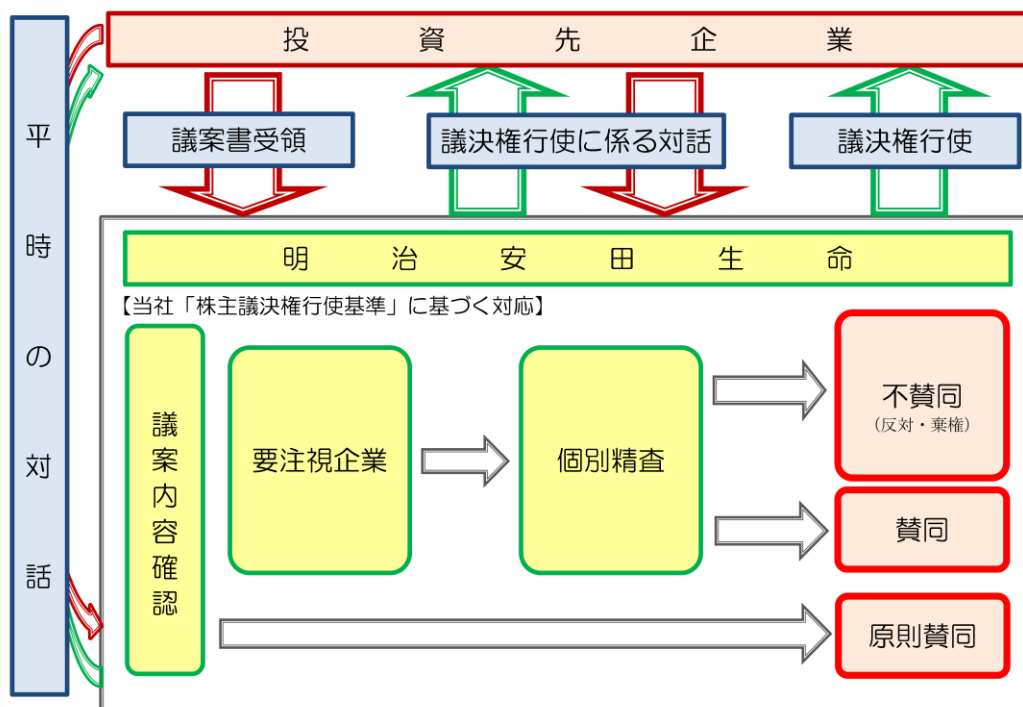
- 投資先企業に、中長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、運用実績がそのままご契約者に帰属するという特別勘定の商品特性をふまえ、特別勘定のご契約者からお預かりしている資金を誠実にかつ注意深く運用するために、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉」が対象とする国内上場株式会社については、平時からの企業との対話などをふまえて議決権行使を行ないます。

2. 議決権行使のプロセス

個別議案の議決権行使にあたっては、前項の基本方針に従い、当社のルールに基づいて実施します。

- (1)すべての議案内容を確認し、精査することが適当と考える企業を「要注視企業」(後述3. 参照)として選定のうえ、全個別議案につき精査のうえ賛同・不賛同の判断を行いません。
- (2)議案の内容につき、必要に応じて企業との対話を実施します。
- (3)上記のプロセスを経たうえで、平時における対話内容もふまえながら、最終的な賛否判断を行いません(以下の図参照)。

《議決権行使プロセス(イメージ)》



3. 「要注視企業」について

要注視企業の選定については、保有割合や株価のパフォーマンスなどの定量基準に加え、下記の定性基準を考慮します。

- (1) 法令違反などの反社会的行為が行なわれていないか
- (2) 情報開示姿勢に問題はないか
- (3) 企業の継続性に問題はないか

4. 各議案の賛否の判断基準について

各議案における賛否の主な判断基準は以下のとおりです。

議案名	判断基準
(1) 剰余金処分等	ア. 総還元性向が所定の基準（20%）を下回っていないか（※） イ. 業績不振であるにもかかわらず増配あるいは配当を維持していないか （※）剰余金処分案の決定を取締役に授権している場合は、取締役選任議案にて精査を行ないます
(2) 取締役選任	<原則当該期間に在任していた取締役への再任に反対を検討> ア. 直近2期連続で営業赤字に陥っていないか イ. ROEが直近3期連続で所定の基準（8%かつ当該企業の属する業種平均）を下回っていないか（※1） （※1）ただし、ROE改善への取組み状況や改善傾向等を勘案し、賛成と判断する場合があります <原則代表取締役への反対を検討> ア. 取締役の人数が適切と考えられる範囲（20名以下）を超えていないか イ. 合理的な理由かつ詳細な説明なく社内取締役を増員していないか ウ. 独立性のある社外取締役（※2）が1名以下ではないか エ. 独立性のある社外取締役（※2）が減少していないか。ただし、独立性のある社外取締役が取締役会の3分の1以上を占めている場合は原則賛成とします

議案名	判断基準
	<p>オ. <u>取締役会決議により恣意性排除に懸念のある買収防衛策を導入・更新していないか</u>（詳細は（10）買収防衛策導入・更新のウ、エを参照）</p> <p>＜取締役個別に反対を検討＞</p> <p>ア. 社外取締役候補者が独立性基準（※2）に抵触していないか。ただし、取締役会全体のガバナンス状況等を勘案し、賛成と判断する場合があります</p> <p>イ. 社外取締役候補者の取締役会への出席率が一定比率（75%）を下回っていないか</p> <p>ウ. 不祥事が発生した企業においては、その責任が重いと判断される取締役が選任されていないか（ただし個別に判断）</p> <p>（※2）社外取締役の独立性については、当社特別勘定独自の以下の基準で判断します</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 過去10年以内に当該会社、子会社、親会社、兄弟会社の業務執行者でないこと b. 過去1年以内に当該企業の主要取引先（売上、もしくは利益で3%以上）、当該企業を主要取引先とする会社等の業務執行者でないこと c. 過去1年以内に当該会社のメインバンク、幹事証券の業務執行者でないこと d. 過去1年以内に当該企業の監査法人、金銭その他の財産を得ている弁護士事務所、コンサルタント会社等に所属していないこと（ただし、取引規模が僅少であると招集通知等から判断できる場合を除く） e. 過去1年以内に当該企業の主要業務を規制する立場の官庁等の公務員でないこと f. 上位10位内かつ保有比率5%以上の株主でないこと。会社等ならばその業務執行者でないこと g. a～cまでの近親者でないこと h. a～gを満たし、かつ、当該企業が社外取締役を東証に独立社外役員として届け出、もしくは選任後届け出る場合は、独立性があるとみなします

議案名	判断基準
(3) 監査役選任	<p><監査役全員に反対を検討></p> <p>ア. 監査役が減少していないか</p> <p><監査役個別に反対を検討></p> <p>ア. 社外監査役候補者が独立性基準に抵触していないか (※)</p> <p>イ. 社外監査役の取締役会および監査役会への出席率が一定比率 (75%) を下回っていないか</p> <p>ウ. 不祥事が発生した企業においては、その責任が重いと判断される監査役が選任されていないか (ただし個別に判断)</p> <p>(※) 社外監査役の独立性については、社外取締役と同様の基準で判断します</p>
(4) 定款の変更	<p>ア. 適切と考えられる範囲 (20名以下) を超えるまで取締役人数の上限を引き上げていないか</p> <p>イ. 合理的な理由かつ詳細な説明なく取締役人数の上限を引き上げていないか</p>
(5) 退職慰労金・弔慰金贈呈	<p>ア. ひとりあたりの金額の水準が不明ではないか (退職慰労金の打ち切り支給も含む)</p> <p>イ. 直近2期連続で営業赤字に陥っていないか</p> <p>ウ. ROEが直近3期連続で所定の基準 (8%かつ当該企業の属する業種平均) を下回っていないか</p> <p>エ. 贈呈対象者に社外取締役や社外監査役が含まれていないか</p>
(6) 役員報酬額の改訂	<p><役員報酬額の改訂></p> <p>ア. 金額が社会通念上明らかに多額ではないか</p> <p>イ. 財務内容が著しく困難な状況で増額改訂をしていないか</p> <p><役員賞与支給></p> <p>ア. 直近2期連続で営業赤字に陥っていないか</p> <p>イ. ROEが直近3期連続で所定の基準 (8%かつ当該企業の属する業種平均) を下回っていないか</p>
(7) 報酬としての新株予約権・株式発行枠の設定、新株予約権の付与	<p>ア. 発行済株式数に対するストックオプション等の付与の割合が所定の水準 (1%) を上回っていないか</p> <p>イ. 付与対象者に社外取締役、社外監査役が含まれていないか</p>

議案名	判断基準
(8) 会計監査人の 変更	ア. 会計方針の相違を前提とした会計監査法人の変更ではないか
(9) 組織再編関連 (合併、営業譲 渡・譲受、株式交 換、株式移転、会 社分割等)	ア. 買収等における対価の水準が不適正でないか イ. 判断に必要なとなる情報開示が不十分でないか
(10) 買収防衛策 導入・ <u>更新</u>	ア. 直近2期連続で営業赤字に陥っていないか イ. ROEが直近3期連続で所定の基準(8%かつ当該企業の属する業種平均)を下回っていないか ウ. 取締役会に占める独立性のある社外取締役の割合が3分の1未満でないか エ. 独立性のある社外役員が過半数を占める特別委員会等の勧告もしくは株主総会決議なく、買収防衛策を発動可能でないか
(11) 株主提案	ア. 一部の株主の利益となっておらず、すべての株主の利益となっているか

(注)二重下線の基準については2018年12月より適用開始します

5. 議決権行使結果の公表方針

議決権の行使結果について、議案の主な種類ごとに整理・集計して当社ホームページにおいて公表しており、また2017年6月行使分からは、投資先企業の各議案に投じた賛否についても公表しています。

以上